

令和4年度 大和高田市商品券

取扱店募集要項

令和4年度大和高田市商品券

取扱店募集要項

1-①. 大和高田市くらし応援商品券の発行概要

商品券名称 「大和高田市くらし応援商品券」

発行者 大和高田市

発行冊数 約 63,100 冊 (対象者 1 名に対し 1 冊の商品券を配布)

◆ 1 冊「500 円限定券×2 枚と 500 円共通券× 5 枚 (共通券) の 7 枚綴り」額面 3,500 円分

取扱店負担 負担なし

商品券使用可能期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) ~ 令和 5 年 1 月 31 日 (火)

商品券換金期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) ~ 令和 5 年 2 月 15 日 (水)

1-②. 大和高田市マイナンバー商品券の発行概要

商品券名称 「大和高田市マイナンバー商品券」

発行者 大和高田市

発行冊数 約 37,860 冊 (対象者 1 名に対し 1 冊の商品券を配布)

◆ 1 冊「500 円限定券×2 枚と 500 円共通券× 5 枚 (共通券) の 7 枚綴り」額面 3,500 円分

取扱店負担 負担なし

商品券使用可能期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) ~ 令和 5 年 1 月 31 日 (火)

商品券換金期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) ~ 令和 5 年 2 月 15 日 (水)

※2 種類の商品券の取扱い方法に変わりはありませんので、ご安心ください。

2. 商品券の取扱い事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金はできません。
- (2) 商品券は商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換はできません。
- (4) 商品券の額面に満たない利用であってもお釣りは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 商品券が提示されたら、取扱店側が冊子より必要枚数を切り離し、商品券のみを受取りください。
- (7) 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、利用者が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- (8) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合 (特売品など) は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。

- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 使用可能期限を過ぎた商品券は受取らないでください。使用期限：令和5年1月31日（火）
- (11) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(大和高田市)は責任を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務、公租公課の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、市指定ごみ袋など）
 - ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・ 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
 - ・ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店の応募資格

大和高田市内において「事業所」、「店舗」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 上記3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の商品、サービスのみを取り扱う者。
- (2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

★ 限定券を取扱うには、下記どちらかの条件を満たす必要があります。ご注意ください。

- ①個人事業主の方 ②法人で市内に本店を置く事業者の方

※法人で、市外に本店を置く事業者の方は、共通券のみの取扱いとなります。

5. 取扱店の登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この募集要項に同意の上、別紙の「令和4年度大和高田市商品券取扱店申込申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。)

1、FAXで申請：0570-029-184

2、郵送で申請 (郵送の際、郵便料金は店舗にてご負担願います。)

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル6階

(株式会社KNTビジネスクリエイト内)

「大和高田市商品券事務局 取扱店担当係」宛。

(2) 登録期間

令和4年 8月22日(月)～10月31日(月)まで

※9月7日(水)までに申し込みいただきました事業者様については、利用者に配布する取扱店舗一覧のチラシ(印刷分)に店舗名を記載いたします。

(3) 登録

登録申請のあった事業所については審査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店ポスター」、「取扱店ステッカー」、「商品券(見本)」、「換金ツール」、「マニュアル」等を後日配付します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

(1) 取扱店は利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店ポスター」及び「取扱店ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)

(2) 使用される商品券は、事務局が事前に配付する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察へ通報していただくとともに、大和高田市商品券事務局コールセンターまでご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。

※特に綴りから切り離された商品券は偽造の可能性が高くなります。商品券には偽造防止措置が施されていますので、注意して受付してください。

(3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に「受領店舗印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

(4) 使用期限である令和5年1月31日(火)の翌日以降、使用者から商品券を受け付けないでください。

- (5) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業場の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
（発行者は責任を負いません。）
- (8) 商品券の利用に際し、苦情や紛争が生じ、店側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めるようにしてください。
- (9) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10) その他、市や事務局からの指示を遵守してください。

7. 商品券の換金手続き

- (1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【換金受付期間：令和4年11月11日(金)～令和5年2月15日(水)】

- ・使用済商品券と換金用伝票を同封の上、換金用レターパックにて郵送ください。
- ・使用済商品券の確認を行い、振込金額を確定します。
- ・使用済商品券受付後、下記のスケジュールを目途として指定口座に入金いたします。

受付期間	入金日
・ 11月11日(金)～11月30日(水)	→ 12月15日(木)
・ 12月1日(木)～12月15日(木)	→ 12月29日(木)
・ 12月16日(金)～12月29日(木)	→ 1月16日(月)
・ 1月4日(水)～1月13日(金)	→ 1月31日(火)
・ 1月16日(月)～1月31日(火)	→ 2月15日(水)

《最終受付》令和5年2月1日(水)～2月15日(水)→令和5年2月28日(火)

【使用済商品券 郵送先】

後日、「大和高田市商品券マニュアル」にてご案内させていただきます。

◆換金請求期間は、令和4年11月11日(金)～令和5年2月15日(水)までとします。
期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆(土)、(日)、(祝)及び12月29日～1月3日の年末年始はお休みとさせていただきます。

- (1) 詳細な商品券の換金方法は、後日、「大和高田市商品券マニュアル」に掲載させていただく予定です。
- (2) 換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、大和高田市商品券事務局コールセンターから取扱店へ連絡のうえ、返却させていただきます。再度、商品券の枚数を確認のうえ伝票に記入し郵送ください。

※商品券控に記載のナンバーが必要となることがあります。換金請求した商品券控を、お手元にて保管頂きますようお願いいたします。

8. 取扱店の取消

「取扱店募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び店舗名の公表、損害金の返還請求等を行う場合があります。

9. その他留意事項

「取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と大和高田市が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

●大和高田市商品券事務局コールセンター（平日 午前9：00～午後5：00）

電話：0570-000-275

FAX：0570-029-184

※コールセンターは令和4年8月15日（月）～令和5年2月16日（木）までの開設となります。

※（土）、（日）、（祝）及び12月29日～1月3日の年末年始はお休みとさせていただきます。